

会津大学復興創生支援センター規程

(平成25年3月4日規程第1号)

(最終改正 2023年7月1日規程第21号)

(趣 旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程（平成18年4月1日規程第2号）第6条に定める会津大学復興創生支援センター（以下「センター」という。）の内部組織、管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、「福島県復興計画」や国の定める「福島県再生基本方針」、設置者である福島県が定めた法人の「中期目標」に基づき、本学の専門分野である情報通信技術（以下「ICT」という。）を活用した産業振興・雇用創出や県民の安全安心の向上等の各プロジェクトを展開することにより、新産業の創出を図るとともに、県内へのICT関連企業の集積を促し雇用拡大を図り、東日本大震災等からの福島県の確実な復興を支援することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 外部資金を獲得して事業化を目指す最先端のICT研究を行うプロジェクト事業に関する業務
- (2) 民間企業や公的事业を支援するために、所管する施設や設備、機能を提供する事業に関する業務
- (3) 産業振興を担うICT人材の育成事業に関する業務
- (4) 新規の国プロジェクトなど外部資金の獲得に向けた学内外との連絡調整業務
- (5) イノベーション創出に向けた関係企業等との連携組織の運営業務
- (6) 所管する各種プロジェクト業務の進捗状況や国庫補助金等の管理業務
- (7) 所管する施設・機器等の整備及び管理・運営業務
- (8) その他、本学が取り組む復興支援に関する業務

(内部組織)

第4条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため会津大学復興創生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）をおく。委員会に関する事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。